

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書

平成19年4月1日認可

平成30年4月1日認可

令和2年4月1日認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)
第22条第1項及び鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「法人」という。)の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援

(技術相談)

第3条 法人は、産業技術の向上のため、企業等法人以外の者(以下「企業等」という。)からの技術に関する相談への対応業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(試験及び分析)

第4条 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(研究)

第5条 法人は、産業技術に関する研究を行うものとする。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究を受託し、又は企業等と共同して研究を行うことができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方と契約を締結するものとし、当該契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 課題の名称及びその内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料、又は業務及び経費の分担
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(起業化等支援)

第6条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化、起業化等を目指す企業等に対して、産業技術に関する必要な支援を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(人材育成支援)

第7条 法人は、職員の技術力の向上を目指す企業等に対して、人材育成に関する業務を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第3章 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用

(試験研究の成果の普及及び活用)

第8条 法人は、産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用の促進を行うものとする。

2 前項の業務は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 発表会又は講習会等を開催すること。
- (2) 報告書等を作成しこれを頒布すること。
- (3) 各種広報媒体を通して発信すること。
- (4) 取得した知的財産権及び保有する試験研究成果を公開し、それを実施させること。
- (5) その他適当と認められる方法

3 法人は、第1項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第4章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第9条 法人は、依頼に応じて法人の業務運営に支障のない範囲において、試験機器等の設備及び施設を企業等に貸出すことができる。

2 法人は、前項の規定に基づき試験機器等の設備及び施設を貸出す場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第5章 附帯業務

(附帯業務)

第10条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施するものとする。

第6章 内部統制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第11条 法人は、法第22条第2項に基づき、法人の業務の適正を確保するための体制等の整備を行うとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 内部統制の整備に当たっては、次に掲げる基本要素について配慮することにより、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性の達成に資するよう努めるものとする。

- (1) 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備
- (2) 法人のミッション遂行の障害となる要因の評価と対応を行うプロセスの整備
- (3) 法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制の整備
- (4) 組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務執行に係る情報の保存及び管理体制の整備
- (5) 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価する体制の整備
- (6) 情報通信システムを適切に整備、運用する体制の整備

第7章 業務の委託

(業務委託の基準)

第12条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第13条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称及び内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料
- (4) 支払方法
- (5) 契約の変更及び解除の条件
- (6) 業務完了の認定方法
- (7) その他必要な事項

第8章 競争入札その他契約に関する事項

第14条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第9章 役員の損害賠償責任の一部免除

第15条 法人は、法第19条の2第1項の責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合は、賠償の責任を負う額から、同項に基づいて、鳥取県地方独立行政法人法施行条例第11条に規定する額を控除して得た額を限度として鳥取県知事の承認を得て免除することができる。

第10章 その他

第16条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する

附則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。